

平成25年度東京都税制調査会

第2回小委員会 議事録

日 時 平成25年7月1日（月）午前10時～

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成25年度東京都税制調査会第2回小委員会

平成25年7月1日(月) 10:00～11:38

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査課長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。お手元の一番左側、上から順に、第2回小委員会次第、座席表でございます。その右側ですが、上から、第2回小委員会の論点、法人課税に関する資料でございます。一番右側ですが、参考資料として、法人税制に関する国の動きについての新聞記事をご用意いたしました。その下に、平成23年度答申と平成24年度中間報告でございます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては、〇〇小委員長にお願いいたします。

【小委員長】 皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成25年度東京都税制調査会第2回小委員会を開催させていただきます。

それでは、早速、本日のテーマの審議に入ります。本日のテーマは、法人課税に関することでございます。これについて、まず事務局から資料の説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは最初に、資料「第2回小委員会の論点」をご覧ください。ただいま、〇〇小委員長からのご説明にもございましたように、法人課税に関することですが、論点といたしましては、1つ目が、①地方法人課税の意義について、具体的には法人事業税、法人住民税の役割、法人実効税率のあり方、分割基準についてご審議いただきたいと存じます。2つ目は、②地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、この2点を論点として提示させていただきました。

次に、論点①の地方法人課税の意義に係る資料のご説明をいたします。

最初に、地方法人課税について、都税調の平成23年度答申と昨年度中間報告の記載を確認しておきたいと存じます。恐れ入りますが、お手元でございます平成23年度答申をご覧くださいようお願いします。

平成23年度答申では、税制改革の方向性という章がございまして、19ページの下の方から、法人二税・法人税の節を設けております。法人二税の基本的な考え方といたしまして、20ページの1行目から、法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税、法人住民税は、地域の構成員である法人が、個人と同様、公共サービスの経費を広く分かち合うという考え方に基づく税であり、歴史的沿革を見ても、地方税として重要な役割を担ってきたということ、また、26ページ一番下のパラグラフでございますが、法人二税は、都道府県及び市町村に不可欠な基幹税であり、他の税とバランスよく組み合わせながら、引き続き地方の基幹税の1つとして役割を果たしていくことが適当としております。また、法人実効税率につきましては、少し戻りまして、23ページの一番上ですけれども、実効税率のあり方については、あくまでも国と地方を合わせた負担の水準として議論することが適当である。また、同じページの3つ目のポツのところでは

れども、地方法人課税は、地方の財政需要を賄うため、その公共サービスを受ける法人に課税するものであり、企業の競争力強化や立地促進といった国による政策誘導の手段としてなじむものではなく、これらについては国の責任で対応すべきとしてあります。また、26ページの下から2つ目のポツでも、法人所得課税については、諸外国の税制の動向を見きわめつつも、法人に応分の負担を求めることが必要であるなどとしております。

次に、平成24年度の間接報告をご覧ください。21ページをご覧ください。平成23年度答申と重なる記述については省略したいと存じますが、21ページの3行目、法人事業税、法人住民税の性格についてそれぞれ述べております。また、そのページの上から4つ目のポツのところ、法人二税は、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うために、当該サービスを受ける法人に課税するものであり、地方自治体の基幹税の1つとして維持していくことが適当であるとしております。また、その下に、法人事業税につきまして、外形標準課税の拡大を図り、応益税の性格を明確にしていくことが適当としております。

次、26ページに参りまして、下から3つ目のポツですけれども、そこで改めて、法人住民税と法人事業税の役割について記載し、このページの一番下の行から、法人二税について、地方自治体が地域特性を生かした企業誘致や超過課税を行うなど、課税自主権を活用した税源涵養インセンティブの機能も果たしているとしています。

また、法人実効税率につきましては、9ページの下から2つ目のポツのところですけれども、企業の生産活動はインフラ整備、治安の維持、初等・高等教育による人材育成などのさまざまな行政サービスから幅広い便益を享受して行われている。企業活動を支える行政サービスに必要な財源は、受益と負担の関係から、当該サービスを受ける法人に対して応分の負担を求めることが適当であるとしております。

それでは、第2回小委員会法人課税に関する資料をご覧ください。

1ページの資料1でございますが、我が国の法人課税の体系でございます。国税、地方税、それぞれの税収規模も示してございます。

2ページの資料2は、我が国の法人税率の推移でございます。

3ページの資料3は、法人所得課税の実効税率の国際比較でございます。

4ページの資料4は、先ごろ閣議決定された日本再興戦略からの抜粋で、下から2つ目のパラグラフに、思い切った投資減税で法人負担を軽減すると記載されております。

次の資料5と資料6でございますが、法人事業税の概要と沿革でございます。

8ページの資料7、また次の資料8は、法人住民税の概要と沿革でございます。

10ページの資料9は、全国の地方税の主要税目の税収の推移をあらわしたグラフでございます。これは超過課税及び法定外税は含んでおりません。法人二税につきましては、地方法人特別譲与税を含んだものとなっておりますので、平成21年度以降のところ、地方法人特別譲与税を除いた金額を点線でお示ししております。

11ページの資料10は、平成元年度以降の都税収の推移を税目ごとにあらわしたグラフです。主な税目別の推移も示しております。

次の資料11と資料12でございますが、東京都の法人事業税と法人住民税の税収の推移をあらわしたグラフでございます。年度ごとに超過課税を含めた税収と含めない税収をお示しし、法人事業税の方のグラフには、囲みで上段に法人事業税に係る主な制度改正の内容、下のほうに、景気の動向に影響を与えた主な出来事を記載してございます。

14ページの資料13は、法人二税の超過課税を実施している団体数と超過課税の規模の資料でございます。

15ページの資料14は、法人税における租税特別措置の適用状況と影響額でございます。

16ページの資料15は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況についての資料でございます。

17ページの資料16は、法人事業税の外形標準課税の概要をまとめたものでございます。

18ページの資料17は、現行の外形標準課税導入までの経緯を示したものでございます。

19ページの資料18は、法人事業税の分割基準に関するもので、分割基準改正の経緯などをお示ししております。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。ただいまご説明いただいた資料は、本日の論点①に関するものです。

①は、地方法人課税の意義についてということです。最初に平成23年度の答申、それから平成24年度の間接報告についてご紹介いただいたのは、ご存じのとおり、前期と今期というのは、基本的なメンバーはかわっておりませんので、前期の答申から第1回の間接報告に進むときにも申し上げましたが、基本的に前期にやったことを確認しつつ、それをさらにどう発展させていくかという立場で議論を進めたいと申し上げたかと思えます。今回についてもその延長上といえますか、いろいろと状況も変わっておりますので、そこを含めつつ、これまでの到達点を確認しつつ議論をさらに進めていきたいという趣旨でご説明いただいたものです。その点はよろしいでしょうか。

【委員】 それはどういう意味ですか。この答申に我々が同意しているという前提で進めてくださいということですか。僕が全てこれに同意しているということですか。

【小委員長】 いえ、そういうことではございません。

【委員】 では、大丈夫です。

【小委員長】 それではまず、今説明いただいた資料1から資料18について、質問がございましたらどうぞ。

【委員】 資料13にある法人二税の超過課税の状況、私が不勉強なので申しわけないのですが、超過課税をかけている実態があるのなら、むしろ上げっぷり——これだけ上げている数があるなら、その上げ方や程度が見たいところだったので、おそらく違いがあると思うので教えていただきたい。

あと、資料14は、国の租税特別措置の適用状況と理解したんですね。そうすると、金額が4兆円ぐらいになると理解していいのですか。その裏を見ると、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等についてというのがありますが、今、一生懸命頭を絞ったのですが、どこが措置額になるのかが目で見分らなかったのを教えていただきたいと思えます。

【税制調査課長】 まず、超過課税のところですけれども、規模を、市町村は調べきれず、都道府県について調べたのですが、団体ごとにかなり違って一表にはまとめられませんでした。簡単に言いますと、法人住民税の法人税割につきましては、東京と大阪のみ1.2

倍、その他の団体は1.16倍。ただし、団体によって超過税率を適用する基準が少し違う。要は、企業の規模の基準が違うということです。それから、法人住民税の均等割は、超過課税をしている31団体のうち、大阪以外の団体は全て森林環境税などとして上乗せをしているもので、資本金等の額により、小規模な法人で500円から2000円程度、大規模な法人で500円から8万8000円程度の上乗せで、いろいろ幅があります。大阪のみ、産業振興の目的で2万5000円から80万円を上乗せしているようです。

法人事業税も、法人の種別や規模によって税率は異なるのですが、例えば外形標準課税法人、3つ以上の都道府県に事務所のある割と大きい企業で、付加価値割と資本割が1.05倍、所得割が1.12倍というところが多いです。県によってはこれより少し低く抑えているところもある、そのぐらいの規模でございます。

【委員】 ここで言っている1.05は、税率掛ける1.05か、それとも1.05上乗せか。

【税制調査課長】 税率を1.05倍しています。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【税制調査課長】 それから、先ほどの租税特別措置の適用状況のところですが、資料14は国のものですが、実は適用額というところが、税額控除のところは税額控除額なので、この分、税額がマイナスになっているということですが、ほかのところは軽減対象所得金額で課税標準でございます。

【委員】 では、逆に言うと、2830億円……。分からないのか、実際計算しないと分からないということですね。

【税制調査課長】 そうですね。税額控除のところは税額控除でこれだけマイナスになっているとは言えるのですが、ほかのところは課税標準の額なので、単純に足せるものではないということです。

【委員】 逆に分からないということですね。

【税制調査課長】 はい。地方も同じです。

【委員】 地方も金額は分からないのですね。

【税制調査課長】 税額と書いてあるところは税額なのですが。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小委員長】 ほかに質問がございましたら、どうぞ。

【委員】 データを探していただけで、すぐ出てこないのですが、資料19は、聞いてはダメなのですか。

【小委員長】 一応、後半部分にとってあるのですが。

【委員】 では、いいです。後で聞きます。

【小委員長】 資料につきまして、いいでしょうか。

それでは、ただいまの説明と論点に関してご意見をいただければと思います。

【委員】 この論点なのですが、今お話がありましたように、地方法人課税の意義の問題について、あるいは地方法人特別税の問題は説明がなかったのですが、この両方については、平成23年度の答申及び平成24年度の間接報告で、かなり基本的な問題は述べられたと思います。これに加えて、ここでどういう問題を議論されようとしているのかちょっと分からないのですが、その辺のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

ただ、私が思いますのは、当面の問題としては、法人実効税率のあり方の問題について言うならば、先ほどちょっと説明がありましたけれども、国が景気対策として法人税の投資減税をしようという動きが今あるわけですけれども、それについて地方の立場として、法人二税についてどう考えるかというようなことを議論する必要があるのかどうかというのが1点です。

それから、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について言うならば、この制度ができたときの経緯から言って、平成24年度の間報告にもありますように、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置とされているわけですけれども、地方消費税の増税がこの措置に該当するものかどうかということも議論して、もしそれが該当するものであるとするならば、国に対して特別税というものを直ちに事業税に、元に戻すべきだという主張を当委員会としてすべきではないかと思うのですけれども、そういうような点を議論することでよろしいのでしょうか。

【小委員長】 最初の点についてですが、先ほど答申と中間報告をご紹介しました。そのままで何も変える必要がないと、ここで仮に合意がいただけるとすれば、そのままの記載でいくわけですが、いろいろと状況も変わっておりますし、ご意見もあるかと思っておりますので、その点のご意見を伺うとともに、確認もしたいということをお考えのわけでございます。

それから、実効税率のあり方につきまして、投資減税の話がございました。これは新内閣で出てきました。民主党政権のときにはどちらかという税率自体を下げることに重点があつて、実際、復興増税はございますが、それが終わるとさらに下がるわけですね。先ほど紹介した資料の中にも、下げた後の税率が紹介されていたかと思っております。それに対して、今度の第2次安倍内閣につきましては、先ほどお配りした新聞記事にもありますとおり、実効税率を下げるというのは、もちろん経団連などは非常に強く主張されているわけですが、しかし、ここでは投資減税ということが成長戦略である「日本再興戦略」で明記されたわけですね。そうなりますと、当然のことながら、結局法人税が減るのでそれは法人税割にもきいてくるわけですね。そういう問題を考えた場合、それはそれでいいのだという考え方もあれば、前の答申にもありまして、そういうものは国がやることなのだからその影響を地方税で遮断するという考え方もあり得るのではないかと、そういった議論もできないことはないです。そういうことについてもご意見をいただければと思ったわけでございます。

それから、地方法人特別税の話は後半で取り上げるので、また改めて触れさせていただきます。

以上の点も含めてご意見をいただければと思います

【委員】 1つだけいいですか。方針の中で、社会保険料の法人負担の話が出てきたのですけれども、法人税云々というのは、資本蓄積にどういう影響を与えるかという話で、社会保険料の話は労働所得課税をどうするかという話です。なので、一般的にこういう議論があるというのは存じ上げているのですけれども、ちょっと議論の筋としてはおかしいかなと思っております。少なくとも僕の授業ではそういう授業はやっていませんので、レクチャーし出すとまた時間がかかるのでやりませんが、筋のいい話ではないと思っております。

【小委員長】 ありがとうございます。その点、社会保険料の扱いというのは、実は前期からといいますか、今期のはじめから、どう扱ったらいいかということについて考えています。例えば分科会では、税だけではなくて、社会保険といういわゆる公共サービスも含めた

ことと企業活動との関係についても考えたいと思っているわけです。その点は改めてどう
いう書き方が適切かについて検討させていただきたいと思います。

【委員】 1つは、資料14、15あたりで、租税特別措置の影響について書いてあって、
16ページの資料15は、全ての地方公共団体を合わせたマクロ的な話だと思うのですけれ
ども、東京都自体が行っている法人関係の租税特別措置等に類するものについてのデータも
あったほうがいいのではないかと。これは幾つかの話があり得ると思いますが、1つは、一
般的な都の制度として行っているものと、もう1つは、特区制度のような形で東京都が要望
し、かつ、国が承認したというタイプの減税的なものがあるかと思いますが、そういう
ものが少し資料としてあったほうがいいのではないかと。法人課税を考える場合、都自体がど
ういうスタンスをとっているのかという話は、やはり主張する場合には理論的な整合性も必
要だろうと思いますので、それについてのデータはあったほうがいいのではないかとしま
す。

2点目は、〇〇委員がおっしゃられた理論的な話とはもかくとして、実態問題として、税
制とか負担というのは総合的な話であって、経済学だけで割り切れる話ではないので、それ
は理論的に純粋かどうかはともかくとして、そういうのを総合的に扱うというのは、そう
ならざるを得ないというのは当然だろうと思います。世の中は、経済学だけで動いていない
というのは当たり前の話なので、そういう意味で社会保険料の問題をどういふふう
に扱うべきなのかというのは避けて通れない問題だと思います。問題は、地方における社会
保険料の企業主負担なるものがどういうものなのか、そういうものがそもそもあり得る
のか、あり得るべきなのか、あるいは基本的にはないと考えるというのも1つだと思
いますけれども、そういう問題をどう考えていくのかというところは避けて通れない
問題ではないかと思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。前半のほう、特に16ページの資料15は、地方
税全体のことなのですが、東京都のここに関する数字を抜き出したものは資料としてつ
くれるのでしょうか。

【税制調査課長】 確認します。

【小委員長】 多分、総務省が全国から資料を集めてつくったものですから、その提出
した資料がどこかにあると思います。それを明らかにしていただくと、そういう措置が
都税収にどれだけの影響を与えているかが明らかになります。それが評価する際の基
礎的なデータになりますので、ぜひそれはご用意いただければと思います。

【税制調査課長】 調べます。

【小委員長】 後半につきましてはご意見をいただきまして、社会保険料の捉え方につ
いてどういう形で扱うかということは、先ほども〇〇委員にも申し上げたとおりです
ので、改めてここで考えさせていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 2点ですけれども、資料4で、政府の日本再興戦略のことが出ていて、先
ほど〇〇小委員長からも、国のほうで、実効税率の問題というよりは投資減税のこ
とをうたっているというようなご紹介もありましたが、こうした投資減税の効果
というのを考えるときに、製造業、例えば自動車産業のような国際競争を
やっていく物づくりのところの負担と、サービス産業のようなところを
比べると、投資減税の効果というのはたぶん業態によって全

然違ってくるのではないかと。国際競争力ということがよく言われて、法人負担の引き下げということが主張されていますが、製造業については理解できるところもある反面で、そういったものをサービス業とかについてどこまで言えるのかは、業種別の検証がもうちょっと必要なのではないかという印象を持っています。恐らく全国の場合と東京都の場合というのは、法人税収がどういった業種からどのぐらい入ってきているかという割合も違うと思うので、その辺の影響をしてみるということは1つ大事なのではないかと考えています。

それから、先ほど〇〇委員から、社会保険料等の事業主負担分については切り離した議論がというようなお話がありましたが、私は4月までしばらくオランダに行っていたのですが、あちらの政府はどういう議論をするかという、例えば国際競争力の中で法人税を引き下げたとすると、結局、EU 3%条項があるので、下げた税収分を別の形で確保しなければいけない。そうすると、社会保障負担を含めた所得税とか消費税関係の税率を上げることになるのだけれども、そうすると今度労働組合が実質的な賃下げだということを言って、賃上げ要求をしてくる。そうすると、法人税の負担を下げた企業の負担が下がったとしても、別途税収を確保するために別の税を上げると、結局組合と企業との交渉で最終的に賃上げになって、また法人の負担にはね返ってくるというような、そういうことが議論としてあります。なので、一概に法人税を下げればという話でもない。

そのあたりのところを総合的に整理しながら企業の負担というのを考えていかないと、単純に法人税を下げれば経済成長につながるとは言えないという政府のレポートなんかも出ているのです。そう考えると、やはり法人の負担を考えたときに、経済効果を考えると、一概に社会保険料の負担と切り離して考えることは難しいのではないかと個人的には思っています。以上2点です。

【小委員長】 ありがとうございます。投資減税のほうは、お配りしている新聞記事にもございますが、いわゆる減価償却の即時償却をやろうと、まだ決まっているわけではないのですが、どうも言われているらしい。もともと成長戦略の素案が出されたのが6月5日で、そのときには投資減税という言葉はありませんでした。その後に安倍総理がどこかで発言されて、その1週間後の6月12日の決定版に出てきたということですので、産業競争力会議で十分練られて、内容が決まって出てきた感じではなさそうです。言葉はここに載っているわけですが、実際の中身はどうか分からない。新聞記事でも、実は何をやるのかまだ決まっているわけではないということを書かれています。

民主党政権のときにも税制調査会の専門家委員会での議論をやっていたことがあります。設備投資減税、いわゆる投資減税をやると、今言われたとおり、どちらかというと重厚長大型といいますか、設備をたくさん使う企業にとって有利といいますか、使いやすい制度であって、逆にサービス業とか、いわゆる装置型産業ではないものにはあまり大きな効果がないのではないかとといった議論もありました。要するに産業構造をどう考えるか、あるいは産業政策のターゲットをどう捉えるかによって、法人税の負担の考え方が違ってくることは明らかに分かるわけです。今の時期にどういう産業政策をとるかという、まさに成長戦略の方向性と整合性をとった形で捉えていくなら、それはもちろんよいと思います。その点、都税調が投資減税を決めるわけではないので何とも言えないのですが、とにかくそういう意識は確かに必要ですので、その点を何か盛り込むことができればいいのかとは思っています。その点について何かご意見をいただければ。

【委員】 ○○委員のおっしゃることはよく分かります。確かにこういう政策の場合、重厚長大型が一番手っ取り早く恩恵を受ける。そのとおりだと思います。ただ、この会議でも、私は前に、法人税率を一律に下げるということは、今の日本の状況の中では意味がないのではないかと申し上げたことがあります。ここから歌舞伎町の歓楽街を見てください、どうしてあそこの法人税を下げなければいけないのですかということをお願いした記憶があります。

今、日本経済を見ると、バランスシート不況ということが盛んに言われているのですけれども、企業はお金がないわけではなくて、不況と言いながらも、お金をため込んでいるわけです。そのため込んだお金で何をやっているかという、1つは借金減らし、どんどん借金の返済に回していることと、もう1つは海外投資をしているということです。日本国内にそのお金が回ってこないというか、投下されない。そこが一番問題なので、バランスシート不況をどうやって乗り越えるかという議論もあり、私はそのとおりだと思っています。

最近の有価証券報告書を見比べてみると、大企業で営業利益が従前から見ると減っているという企業が、営業外のその他の収入でその3倍ぐらいの利益を上げているというのが目立ちます。それは、もちろん日本国内からだけではなくて、海外の子会社からのリターンが入っているということです。資本は国内だけに投下しなければいけないというルールはないので、もうかるところに回せばいいわけですから、いま海外投資の流れが非常に著しく、バランスシート不況、国内の投資がないということだと思います。

設備投資はGNPの10%以上なければ日本経済はもたないだろうと思うのですが、今まさにそういうことが見られないという実体から言うと、私はやはり投資減税、外国に投資するのではなくて、国内産業に投資をして、国内産業を活性化させて、あわよくば雇用も拡大していくということだと思います。だから、法人税の「減税、減税」と経済団体は言っているけれども、それは確かにその人たちにはいいのしょうけれども、国内経済で見る限りは法人税の減税をするよりも、国内でバランスシート不況を解決するための税制の手だてというのは、今とても大切だなと思っているわけです。

それでは、投資減税は大企業だけかという、必ずしも私はそうでもないように思います。景気浮揚のために、一括償却資産といって小規模企業でも利用できるような制度もありますが、そういうものを拡大するという政策にもしなければ、大企業だけではなくて、民間の中小企業にも即時償却ができるという幅がずっと増えます。例えば、現在の30万円の限度額を100万円以下とか150万円以下とかに増やすことが国内の景気の浮揚、バランスシート不況を解決するための1つの手だて、選択肢として私はとてもいいなと思っているのです。

ですから、○○委員が言われることも十分に考えなければいけないけれども、中小企業に対して必ずしもそれが影響ないかという、そんなこともないだろうと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

【委員】 今回、法人課税の話をするということですが、私は、都税調は法人課税のところが一番難しいのではないかと考えていたのですが、先ほどご説明いただいたように、既に、地方法人特別譲与税のところの話は、かなり、中間報告で言っていますね。これは国と地方との間の財源の調整ということに使われた話ですが、法人税が使われているので、今回そこは全く素通りしてものを考えられるのかと思うところにして、やはりそこをどう扱うか気にはなります。

先ほどから議論がございましたように、どういう方針で法人について扱うべきかということで、国が考えていることと、重厚長大型になるかどうかなどいろいろありますが、東京都の法人というのは、ほぼ全国で考えられているのと同じような縮図でしょうか。何といても、東京都というのは、一番法人が集まっているところ、全国的にトップを走っているところなので、その法人の性質、特性についてどのように東京都として考えるかということは必要ではないかと思えます。

例えば、直感ですけれども、大阪であれば非常に中小企業が多くて、そういうところでどのように企業を育てるかという話に重点を置くべきという議論になると思いますが、東京都の中の法人といったときに、何を特徴として考えるべきか、あるいはおよそ特徴はなくて、国が普通の法人について考えているのと同じでよいのか、そこはもう少し詰める必要があるのかなと思って聞いておりました。

【小委員長】 ありがとうございます。〇〇委員、〇〇委員からは、投資減税というのは事業者と申しますか、法人の性格や規模によってかなりメリットのある業界と、メリットの小さい業界とあるわけですし、事業規模によってもかなり違うところがあるので、東京都の産業構造と整合性がとれるような形でものごとを考える必要があるというご意見かと思えます。どういう形で生かせるか考えさせていただきます。

それから、〇〇委員の先ほど2つ目のご意見については、いわゆる法人税を減税しても、それがまたいろいろなルートで賃金であるとか、そういったものに関係してくるので、社会保険料の問題も含めて、法人税の減税で全て話がうまくいくということではないだろうというご意見だったかと思えます。そういう点も含めて何らかの形で生かせることがあれば思っております。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 シャベるタイミングを失って、いつも最後になってしまっているのですけれども。1つ目が、資料にある新聞のお話というのは、恐らく国税の話をしているのだと思うので、これが地方税としてそのまま影響を受けるべきか否かといった議論を進めるのか、どういう意図で資料として出したのでしょうか。つまりこの国税の政策で、恐らく影響があるとすれば、法人事業税の所得割と住民税の法人税割です。そのまま影響を受けるような形でいくのか、地方税はそうはいかないという形で議論するのかというところを、東京都として議論するのかという質問です。

2つ目が、資料でいただいた実効税率のあり方という観点でいうと、今ご議論に上がっている話は、実効税率には影響を与えない話です。税額控除をしても別に法定税率から出した実効税率という観点では影響ないですし、一括償却資産として一括償却したとしても、法定税率で出した実効税率でいけば全く影響はない。ですので、実効税率に関してどう議論したらいいのかというのはちょっと難しいところです。この法定税率で出した実効税率がおかしいのだという話をするのか、あり方としてどうなのかを問われているとすれば、法定税率で出した実効税率というのは1つの指標にすぎない話なので、それだけではまずいのではないかという気はしています。

3つ目が、資料にある分割基準を見てもわかるとおり、法人課税の中で法人事業税と法人住民税という性格の違いを意識しながら、分割基準というのが違う形で変化してきたのだろうと思えます。ですので、法人二税という形で、同じような形で議論をするのはやっぱり少

し違和感があります。

【小委員長】 ありがとうございます。1点目ですが、設備投資減税に関しては、冒頭で紹介しました平成23年度の答申の中でも、いわゆる企業の競争力強化や立地促進といった国による政策誘導の手段として、これを地方税に反映させていくのはよくないのではないかということ、23ページあたりで書いています。その考えに基づいて言うならば、国が投資減税をやるのは自由だけれども、それが地方税に影響を及ぼすのはよろしくないという考え方も1つあり得るわけです。そう考えると、まさに法人税割はそこに関係してくるし、即時償却であっても、当然課税ベースが動くわけですので税収が減ってしまうのをどう考えるかということでございます。その点を遮断することが可能か、ということになります。

それから、2つ目は何でしたか。

【委員】 資料3でお出しいただいた実効税率はあくまでも法定の税率から出したものなので、今のお話で上がっている税額控除の話とか、一括償却資産の即時償却をするという話は、これには全く影響を与えない議論なのです。ですので、この出し方だけではやはり足りないという議論でお出しいただいているとすると、そのとおりだと思います。法定税率が高いというのは事実なので、これは事実の数字としてはそうだと思います。

【小委員長】 分かりました。確かに資料3で出ているよく使われる数字は、これで日本の法人税率が、カリフォルニアよりはちょっと低いけれども、しかしまだ高いではないかという議論なのですけれども、しかし、問題は課税標準、つまり課税ベースのほうであろう、つまり今言われている投資減税などは全て税率ではなく、課税ベースのほうにかかわってくる問題なので、税率だけ見て税負担が高いか低いかということをもしよがない、というご意見かと思います。

そこは、まさにおっしゃるとおりです。実効税率のあり方ということで論点を出しておりますが、今議論されているのは、そのことよりはむしろ課税ベースのほうをどうするかということで、内閣がかかわって議論がそちらに移っているという面がございます。そういう観点で、先ほどから意見が出ておりますけれども、法人の負担のあり方を考えることが現段階では重要でしょう。

あと、分割基準もありましたか。

【委員】 分割基準は、論点でお出しいただいていたので、ここに出ているのを推察するとすれば、分割基準のあり方というものが、2つの、法人二税といっても違う形での分割基準という形で動いてきているのがわかるわけで、そうすると、法人二税という形でもしまとめて議論するなら違和感があるという話です。

【小委員長】 法人二税という呼び方自体に実は問題があるのではないかということは、〇〇委員も言われていますけれども、実は私も感じているところがございます。あまりにも定着した言葉なので何となく言われているのですけれども、ただ、これは後でも出てきますけれども、地方法人特別税の話についても、あれは事業税の話をしているのですが、どうも話が事業税にとどまらず、住民税のほうに飛び火と言っては失礼ですが、しそうな議論も一部なされているようですので、どう考えたらいいかということ、この2つの税の関係についても当然問題になります。分割基準について言うと、資料18で出ていますように、非製造業に関しての分割基準が平成17年度に一部改正された。これは東京都からすると、どちらかという不利だったと伺っておりますが、事務所数を分割基準に入れたということであ

ります。これが分割基準のあり方として適切なのかどうかということも、論点としてはあり得ます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この投資減税と言われているもの、内容はよく分かりませんが、一般的に投資減税とくくってみると、法人事業税等の税収に当然影響があると考えざるを得ないので、これはやはり地方からも考え方をはっきりさせる必要があると思います。

もう1つは、まさに地方の財源である固定資産税の税収に関係するということです。新しく償却資産を取得しても固定資産税の課税対象に入っていない部分があって当然なので、それを地方の立場からどういうふうに償却資産税として取扱うかということ、議論しておかなければいけないので、これは必ずしも国の勝手というわけにいかない、地方からも一定程度発信する必要があるのではないかと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。この投資減税が国レベルで議論になっているわけですが、地方税にもいろいろな面で影響を与えてくるということですので、そういうものをどう考えたらいいかということも、今出てきました事業税、それから住民税、固定資産税といろいろな面で影響がありますので、そういう点を地方団体の側としてどう捉えていったらいいかということ、盛り込めればと考えております。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 素人ですから、せっかくだから教えていただければと思うのですが、〇〇委員の先ほどのメカニズムは、企業減税をすると財政はどこかで帳尻を合わせなければいけないから増税せざるを得なくなって、それが労働者の負担にはね返るから、労働者は結局賃上げ要求をするから、ぐるっと回ってきてもう1回同じことになるから無意味であるという話ですよ。それはオランダだと多分そうだと思いますけれども、日本だと、労働者が賃上げする力はありませんから、基本的には労働分配率が下がるという形で、民間消費需要がどうなるかという問題だと思います。あるいは、増税せずに赤字財政になって政府支出によって政府需要がどうなるかという話なのかもしれません。マクロ経済・財政的にどうなるのかというのを教えていただければと思います。素人だから要求するだけで申し訳ないのですが、ぐるっと回ってどうなるのかというのを1つ。基本的には労働分配率は下がり、消費が下がるだろう、国内需要が下がるだろう。それをカバーするだけの投資による、企業減税による需要創出効果があるのかどうか、あるいは供給力の拡大があるのかという話を教えていただければというのが1つです。

2つ目は、資料4で、これは国がやっていることなので、きっとそれなりに理屈があるのでしょうけれども、素人的によく分からないので教えてください。企業に膨大に眠る資金がある。要は金持ち、金をためている人にさらに減税してお金をあげたら何で支出が増えるのか、私には全然分からない。きっと何か理屈があるのだらうと思うのですが、何となく効率が非常に悪そうだと。減税した分のそのままが投資に回るというよりは、ちょっと余っている金の一部をつけて、減税分だけもうけて投資を増やしたように見えるけれども、別のところでまたしこたまため込むという、一種のクラウドファンディングアウト的なものが起きるのではないかと。普通に考えたらそうじゃないかと思うのですが、きっと国の優秀な方がやっておられるので、ちゃんと効果が計算されているのだらうと思いますが、端的に言って、公共投資をするより投資減税のほうが効果的に成長するのでしょうか。需要を増やすというのか、供

給を増やすというのか分かりませんが、何か効果があるのだらうと思うのですが、直感的に言うと、効率が悪そうで、端的に公共事業をばんばんやったほうがいいんじゃないかという気もする。公共事業は、政府がやっても最後に使うのは民間ですから、民間の投資をそこでせざるを得ないわけですから、そこら辺は一体どういう理屈なのかなというのを教えていただければと思います。

3番目は、〇〇委員がおっしゃったとおりで、いろいろ固定資産税とかにはね返ってくると思います。理屈上は、景気がよくなれば地方財政全体が潤うだらうという理屈であれば、小さなことに目くじら立てるなよという話になると思うのですが、そこら辺は結局のところ、この減税をするといくら景気がよくなって、いくら地方税にはね返ってくるのかという話、あるいは国税にはね返るのかという話について、そこら辺をぜひ教えてもらいたいというのが個人的な希望であります。

【小委員長】 ありがとうございます。教えるだけの知識がここにあると言われると、それは非常に困った話でありまして――メカニズムについては、私も最近、財務省の財務総研で出している「法人企業統計調査」をみました。あれは3ヶ月に1度、四半期ごとに出ているわけですが、今年の3月期では、いわゆる内部留保が1年前の3月に比べると順調に伸びている。たしか5%以上増えていると思います。内部留保は増えているのだけれども、逆に設備投資は減っているのです。資金はある、しかし投資はしていないということなので、そういう状況で投資減税をしたときに効果があるのかということなのです。税制によって投資をするということではなく、投資による収益の見込み、要するに売り上げが拡大する見込みのほうはずっと重要ではないかというのは、それはそのとおりだと思うので、投資減税の効果があるかどうかについての議論が不足していると言えるでしょう。ということで、答えを今私が持っているわけではありませんが。

その点を含めて、何かほかの方からご意見がございましたら。

【委員】 今の〇〇委員のご指摘についてですが、私もそれに対して実証分析をしてこうだという数字が出せるという話ではないのです。ただ、今先生のご指摘されたとおり、日本の場合の労使関係というのは、本当に今組合が非常に弱体化していますから、それだけの交渉力を持って再び法人の側に賃上げを要求していくのはなかなか難しいのではないかと考えております。そう考えたときに、多分長期的には、減税した分は仮に国債発行でやっていくとなると将来的な負担で、今の動向でいけば、消費税とか何かという形になると、最終的に幅広く消費者の側にそれが回っていくだらうと。そのときに、それが景気にどういうふうに波及するのかというのは多分これから議論していかなければいけないと思うのですけれども、短期的に一旦こういった投資減税を通じて投資を増やしていくということが、中長期的な、本当に長い目で見たときの日本の経済成長に資するものなのかというところは、やはり慎重な検討が必要なのではないかという考えを持っています。

ただ、具体的な実証があるというわけではないので、全然説得力がない面もあるのですけれども、一応意見ということで申し上げます。

【小委員長】 ありがとうございます。それから、〇〇委員が言われた、結局のところ地方税にどうはね返ってくるのかということについては、要するに減税の中身も分かっていないので当然答えはないのです。実際に減税の中身が出てくると、例えば財務省なり、総務省なりで何らかの推計をつくらなければ来年の地方財政計画ができませんので、何らかのこと

をやるでしょうが。

ただ、そういうことがあるので、地方団体としてはそういうことを常に考慮に入れて行動しなければいけない、と注意喚起することは必要です。

前半につきましては、ほかよろしいでしょうか。

それでは、11時になっていますので、②にいきたいと思います。地方法人特別税と地方法人特別譲与税につきまして、先ほど説明されなかった後半の資料について事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 先ほどと同じように、昨年度の中間報告での記述を先に確認したいと存じます。平成24年度の中間報告でございますが、28ページの下から3行目のあたりですけれども、この措置は、課税標準とは無関係な指標である人口に応じて法人事業税を再配分するものであり、課税権との対応関係が崩れているため、地方税としての性格が失われてしまっていると記載しております。

それでは、法人課税に関する資料の続きをごらんいただきたいと思います。

22ページの資料19をご覧ください。これは地方法人特別税、地方法人特別譲与税の基本的な仕組みと、下のほうに各年度の都への影響額を示したものでございます。

23ページの資料20は、平成23年度の地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の各都道府県への影響実績をまとめた表でございます。

最後に、資料21から23は、法人事業税の暫定措置に係る、それぞれ平成20年4月の地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関する暫定措置法、平成21年3月の所得税法等の一部を改正する法律、昨年8月のいわゆる社会保障・税一体改革法の抜粋でございます。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。それでは、後半のことにつきまして、まず資料についてご質問がございましたらどうぞ。

それでは、ご意見をいただければと思います。

【委員】 先ほどもちょっと申し上げたのですが、この地方法人特別税なり、特別譲与税が制定されたときの経緯からしますと、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置ということが言われておるわけですが、そうだとした場合、来年4月から行われる地方消費税の増税というものが、この偏在性の小さい地方税体系の構築が行われたと言えるのかどうか、そこまでの措置ではないのか、その辺のところをどう判断するかという、これはどういう指標で判断するのか分かりませんが、もしそうだとするならば、そういう措置が来年から行われるにもかかわらず、地方税本来の法人事業税に戻すという議論が行われていないことについて、当委員会として国に対してその是正措置を申し入れるべきではないかと思っております。

【小委員長】 ありがとうございます。ただいまのご意見は、資料の最後に資料23というのがありますが、昨年8月10日、いわゆる社会保障・税一体改革に関する消費税の法律が成立したわけでございます。ここで言われている税制の抜本的な改革というのが、消費税、地方消費税の税率の引き上げということだとすると、それでもう地方法人特別税、それから譲与税の役割は終えたではないか、と言えることにもなります。それだったらやめればいいという意見になるかと思えます。つまり、税制の抜本改革が、来年の4月、それから再来年の10月の2段階の消費税の税率引き上げによって成立したのだという評価になるか

どうかということですね。ここの評価は人によって違うのかと思います。これが抜本改革だとすれば、それで元に戻すということではないか、というご意見だと思います。

【委員】 その点は政治判断だと思いますので、東京都としてはどう見ていらっしゃるのでしょうか。それが分からないと議論できないので。

【小委員長】 これは東京都としてはどういうことでしたか。

【委員】 みなすのか、みなさないのかということですね。

【小委員長】 今までそういうことについて何か方針を出されてきたのでしょうか。

【税制調査課長】 国への提案要求などでは、今回地方消費税を上げるのだから、暫定措置については撤廃して、法人事業税に復元するようにと要求しております。

【小委員長】 そうしますと、東京都の見解といいますか、要求というのは、今の〇〇委員の言われた要求と同一であるということによろしいですか。（事務局側：うなずく）——ということでございます。

これにつきましてご質問、ご意見がございましたら。

【委員】 違う質問をするかもしれないのですが、今の話だけ真意を聞かせていただきたいのですが、地方消費税でお金をもらったのだから、法人事業税も返せということになってよろしいですか。

【委員】 そうじゃないと思うよ。僕もはじめそう思ったんだけど。

【委員】 もちろんそうじゃないですが、事実としての経緯を述べたのですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

【委員】 地方消費税はもらったのだけれども、地方法人特別税も返してという話でしょう。

【委員】 事業税も返せと理解していいですよ。そういう見解を国に出していると。

【税制調査担当部長】 法律で決まっているのは、あくまで暫定措置というのは、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であると。そうすると、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われれば、この措置は解消されるというふうに法律は書いてあるでしょう。そうなったわけですから、そのとおりにしてくださいということを普通に申し上げたと考えております。

【委員】 それは、地方消費税をもらったうえで、地方法人特別税までもらうというのは何を考えているのという話になり得るので、それは当然だと思いますけれども、別にそういう理屈ではないという話ですよ。要は、あくまで地方法人特別税は偏在性をならすということなのだから、地方消費税の増税によって偏在性がもし減ったのであれば、偏在性を増すような事業税を戻してもいいでしょうという話ですよ。ということは、結局のところ、以前の偏在性と消費税増税後の偏在性をどういうふうに評価するかはともかく、ジニ係数的に評価するのか、1票の格差のように単に最大倍率と最小倍率だけを比べるのかという格差の判断の仕方はともかくとして、それ以前の偏在性の度合いよりも、抜本改革かどうかはともかくとして、消費税の増税をしたおかげによって偏在性が非常に少なくなって、さらに今回の法人特別税を戻して事業税を戻してもなお、その偏在性は以前よりも少ないというのであれば多分理屈は成り立つということです。結局のところ、偏在性の指標に関してどう設定するかと、それをどう推計するかによるのでしょう。最初から消費税で改革したのだから返せよというのは、多分理屈としては通らないのではないかとということで、そのデータさえあ

ればいいのではないかというのが、私の第1点目の感想です。

それから、第2点目の資料23とか22を見る限り、やっぱり国の為政者は巧妙に書いてあって、これは先送りの文章ですよ。消費税は上げます、事業税を返すかどうかはそのときの気分ですというのが露骨に出ている先送り文章で、これを突破するのはなかなかしんどいだろうなど。例えば第7条の5項の口なんていうのは、地方消費税の充実とあわせて、(地方法人課税の在り方を)見直すことにより、(税源の偏在性を是正する方策を)講じてと言っているのだから、消費税の充実をしても何にもなっていないよと言っているわけですね。こんなものを法律に書かれてしまっているわけですから、既に戦いは厳しいと言わざるを得ないですよ。それは、国の財務官僚が法律を書くのだからそんな甘い文章を書きにくるはずはないわけでありまして、都側としては、これはなかなかしんどいだろうなど。文言の解釈としては非常にしんどいだろうと思います。なので、要は偏在性がどの程度本当に減って、当初の地方法人特別税を導入せざるを得なかった状態はもはやない、立法事実がないという状態に持っていけないと、なかなかしんどいだろうなどというのが私の感想です。

【小委員長】 ありがとうございます。地方消費税を引き上げるということはもう決まっているわけですが、それによって今の偏在度がどう変わるかということについて、事務局ではデータをつくっていますか。

【税制調査課長】 実は、次回この資料をお出ししようかどうか考えていたところだったのですが、地方法人特別税を撤廃・復元して、そして地方消費税率を引き上げた場合の1人当たりの税収の変化という試算をしてございまして、平成23年度の都道府県税決算見込み調べに基づいて試算をしたのですが、この試算ですと、現行は最大東京都、最小沖縄県なのですが、2.5倍、暫定措置撤廃・復元すると2.65倍、地方消費税率を引き上げますと2.49倍ということで、倍率はほぼ変わらず、暫定措置を撤廃・復元しても偏在は拡大しない。また、変動係数も計算しているのですが、現行と、暫定措置撤廃・復元して地方消費税率を引き上げた場合の変動係数も0.16で変わらないという試算をしております。

【小委員長】 ありがとうございます。今データを目で見えていないので何とも言えないのですが、次回の小委員会が22日にあります。そちらに地方財政調整に関する議題をあげておりまして、実は今日と多少重なっているわけです。この問題は、皆さんご存じのとおり、かなりの部分が財政調整の議論になっているので、これを分けた方がいいかどうかという問題があるのですが、今年は地方法人課税の問題と財政調整の問題ということで分けています。今、〇〇委員が言われたようなデータは、ある程度用意がございまして、これも含めて次回議論させていただきます。

【委員】 〇〇委員、〇〇委員が言われた件にかかわることで、1つは、今回の消費税の引き上げに際して、国と地方の協議の場で決まった地方消費税の部分と消費税、それから交付税への法定率の決め方について、あくまで私見ですが、交付団体の対応ミスがあったのではないかと私は思っています。というのは、もう少し地方分を少な目にして、国の消費税の増分を多目にとって、そして財政調整に回せる交付税原資を増やすような主張をなぜ交付団体ができなかったのか。これがそもそもの間違い、ボタンのかけ違いで、また次回の話になるのですが、財政調整機能を高めるには、交付税原資を引き上げるような、少なくとも下げない努力をしないといけないのではないかと。この点で、これはさっきの実効税率との兼ね合いもあるのですが、そういう観点で、もしそれを前提にして考えた場合、国の法人税

率を引き下げることはどうなのかと。地方の法人課税の標準税率を引き下げる、どちらのほうがより望ましいのかといったときには、地方の法人課税の標準税率を引き下げるほうが、そういう点では望ましいかもしれない。そういう点で、今後のことを考えたときに、〇〇委員もおっしゃってくださったように、あるいは部長もおっしゃっているように、まず暫定措置を撤廃、復元ということを主張すべきではないかと。その先に税収の偏在性をどういう形で東京都として考えるかといったときに、何らかの案を出していくことも1つなのではないかと思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。暫定措置の問題と、いわゆる偏在性の小さい地方税体系の構築との同時決定なのか順番なのかというところがなかなか難しいところです。ただし、ここで議論する場合に、暫定措置の撤廃ということは東京都がずっと言ってきているわけですので、それは主張しつつ、しかし、地方消費税の増税で全てが解決したと言えるのか、ということの評価になるかと思えます。

その先に法人課税といっても、事業税と住民税と両方あるわけですから。それをどう見るかという組み合わせの問題も含めて、そこについて新たな考え方を組み込めるかどうかということを、またさらに議論できればと考えております。

【委員】 質問なのですけれども、さっきの推計のところ、消費税が上がったときに、最終的に都の歳入はどれくらい増えるかという数字をいただきたい。僕も推計したことはありますが、そちらの数字がどうなっているかというのをいただきたいということ。

あと、偏在性の議論ですが、そもそも間違っている議論で、収入を増やす形で地方税の割合を増やして、どうして偏在性が減るのかというのが僕はどう考えても理解できません。収入を一定にして消費税を上げて、そのほかの偏在性の大きい地方税の比率を下げるのだったら分からないでもないのですけれども。消費税だって当然地域差がありますので、消費をタックスベースとしていますから、それがまず理解できない。先ほど〇〇委員がおっしゃられたのは、これはしょうがないですよ。だって、知事会が、地方税と国税の比率を5対5にしようとか、わけの分からないことを言っているわけですから。昔から、そもそも地方の歳出が6で国の歳出が4だから、本来だったら地方の税収を6にして国の税収を4にして、でもそれは言い過ぎだから、5対5にしましょうという議論がまかり通るようなところなので、そこら辺はもう期待できませんよ。だったら財政調整の税収の財源をどう回すのかという話で、ちょっと考えればわかる話で、それを信じていらっしゃる地方の職員さんが割といるのです。この間話してびっくりしたのですけれども。なので、そこら辺は知事会の広報のやり方なりがちょっと間違っただけなのでしょうというのが1つです。

あとは偏在ですけれども、税制だけで考えるとこれもミスリーディングで、地方交付税の変化も入れて考えると、地方交付税は不交付団体は何も調整せず、交付団体では地方消費税が増えると地方交付税は減りますから、要するに東京都がもらうほどほかの地方は税収は増えないわけです。これを考えると、でも税制なのでそれは考えないと多分おっしゃると思いますけれども、本来はそこを見なければ、〇〇委員もこの間総務省のところで、全体を見て議論しようとおっしゃっていたので、その議論をそのままこっちに使うと、やっぱりそうなると思いますので、そこら辺もいろいろ気をつけて、こちら側からも発信していかなければいけないと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。最初、税収の増える見込みの点を。

【税制調査課長】 消費税と地方消費税が合わせて10%になったときの都の増収の試算は平成25年度予算ベースで約4300億円であり、半分は市町村交付金となって出ていくこととなります。

【委員】 2000+1500ということですか。それでよろしいですか。純増はいくらかという話なのですが。

【税制調査課長】 次回資料を出します。

【小委員長】 それでは、これは次回に改めて資料を用意していただくということにします。

【委員】 そういう意味で、次回の資料をぜひお願いしたいのですが、簡単に言えば、偏在性の尺度をどう設定するのかというのが1つだと思います。それから第2点目は、そのうえで、これは〇〇委員からも、〇〇委員からも出ていますけれども、地方交付税で調整した後の格差をどう見るのかということですね。つまり、理論的に言えば、地方交付税で格差がゼロ、全部1.0にそろえばいいということだけでも、現実的には地方交付税はその能力がないので、東京都だけ突出する。しかし、その突出度合いが許容範囲であれば、地方法人特別税のような問題は起きなかったけれども、多分ある段階で政治的許容性を越えた突出になった。つまり、簡単に言えば、東京都の財政力指数がいくらになったのかということ。という過去のデータを眺めて、ある時点で、要は政治の忍耐を超える数になるということだと思います。

ただ、都区の場合は合算算定なので、比べる場合は、地方自治体のほうは本当は都道府県プラス市町村を全部合算しないと数字が怪しくなるような気もするのですが、あまり気にしないで行きましょう。そこで、単に都という団体として、財政力指数で見た格差が許されないという許容範囲、最高裁が3.0は許さないと同じような意味で、財政力指数何点何は許さないのかということが、この公平感覚はもちろん変わり得ると思うんですけども、過去はどうだったのかということです。最大何点何倍まで許されてきたのかということです。それから、時代が変われば許されないという数字は変わりうると思います。地方税のロットが大きくなれば、同じ倍率でも格差が大きくなり、より許されなくなるかもしれません。つまり、地方全体の金額が大きくなると、今まで許された格差の倍率だけでは許されない可能性があるのも、それは通時的に同じ基準で通るか分からないのです。けれども、要は地方交付税で調整された後の格差を、それはパーキャピタ一般財源額でもいいですし、本当は財政力指数だったらパーキャピタではなくて基準財政需要との見合いになると思うのですが、実質的な格差の尺度をどう考えるのか。さらに、それを最高、最低という単純なものでもいいのか。これは選挙制度で問題になっているのです。最高、最低という比較は非常に問題だと今言われていて、ジニ係数その他で出さないと実は定数は正されていないというのが、政治学のほうではかなり厳しい批判になってきているのです。はっきり言って、沖縄と東京を比べるだけでいいのかというかなり大きな問題かと思うので、尺度はご検討いただければと思って、複数の尺度をいただければと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。次回に向けたデータ上の宿題もどんどんふえてきました。次回は3週間後だと思いますが、可能な限り用意をさせていただきます。

ほかには、いかがでしょうか。

【委員】 お願いごと特集になってしまって大変申しわけないのですが、僕からの

は単純です。1つは、さっき2. 何倍になったという数字があったと思うのですが、その2. 何倍というのが大きいのか少ないのか我々はなかなか判断することができないことや、国際比較も意味が難しいところなので、1つは時系列で比較をして、過去に比べて今はどうなのかという議論の仕方があると思います。ただし、これは景気が上がっているとき下がっているときで相当振れが大きいので、ある程度ロングのレンジでとらないといけないかもしれません。つまり、時系列で今は過去に対してというのができる。

もう1つポイントが、一番意地悪な指標は、この10年間ぐらいで県民1人当たりの基金残高が分子で、分母を人口にさせていただけると、もしかしたら政治的許容度を超えていることを一番あらわすのにいい指標なのではないかという気がしています。つまり、基金残高を取り崩して何とかしている自治体が多くなってきている中で、比較的その取り崩しが少ない自治体があるのかもしれないという意味です。僕は見たことがないので分からないですが、もし可能ならばそういう指標も比較していただければと思います。

【小委員長】 今の基金というのは財調のことですか。全部含めてということですか。名目はいろいろあるので。

【委員】 名目はいっぱいありますから全部含めてです。中には庁舎を建て直そうと思って積んでいた基金を結局取り崩して、一般財源に入れているケースもあったりするので。

【委員】 それだったら借金残高も入れないといけないのではないですか。

【委員】 借金残高より基金のほうがいいのですよ。

【委員】 ネットセービングでやれということでしょう。借金と貯金、両方考えましょうと。

【小委員長】 どういう指標が適当かについて、またどういものが可能かということについて、後でアドバイスをいただければと思います。

いかがでしょうか。本日の後半の議論については、次回につながるところが非常に多くて、データをそろえてから議論をしたほうがよさそうだとおっしゃるところがございます。ですから、②の論点については、財政調整とのかかわりということになりますので、次回改めて、個人住民税の議論と同じ回になるわけですが、そこで改めてやらせていただきますので、ここであえてまとめる必要もないでしょう。

そういうことで、本日はこの辺りでよろしいでしょうか。

【委員】 二税のことはいいのですか。事業税と法人住民税の性質の違いを〇〇委員がご指摘だったので、議論しなくてよろしいのですかという質問です。

【委員】 あと、清算基準はいいのですか。これも昔から不思議に思っていましたが、都道府県レベルだと実際の消費に応じて清算しましょうというお話ですよ。消費税。

【小委員長】 地方消費税の話ですか。法人課税の分割基準の話ですか。

【委員】 法人税ですか。では、やめましょう。いいです。さっきのあれとの並びで言おうと思ったので、いいです。

【小委員長】 〇〇委員、何でしょうか。

【委員】 お金の面ではなくて、恐らく先ほど〇〇委員から出た二税の話は、性格の話なので、ご議論いただけるのかなと思ったのです。

【小委員長】 〇〇委員から何かございますか。法人二税の性格はそれぞれ違うだろうということですね。

【委員】 歴史的な観点では、もともと法人事業税は外形的な課税をとってきていて、外形的な課税でどういった外形が望ましいのかという議論でずっとしてきて、今現在も、外形は付加価値がいいのか、あるいはほかの形がいいのかという形で議論している税です。分割基準もその議論を意識しながら変更してきた面もある。つまり、もともとの外形課税として望ましいものは何なのかというところがなかなか定まらない中で、法人事業税の分割基準をいろいろ変更してきた。それに対して法人住民税のほうは、ある程度そういった考えがあまり入り込んでいない形で法人住民税というものがあって、分割基準もあまり変更していない。ですので、単に歴史を考えた場合でも、この2つのものを一緒に議論すると、かなりごちゃごちゃすることになるので、両方話すのがいいとは思いますが、どちらの話をしているのかというところをある程度意識した上での議論が必要だと思っているということです。

【委員】 ということは、そもそも別々にこの2つの税がある現代的な意義というのがあるのでしょうか。質問で申しわけないのですが、先ほど〇〇委員がおっしゃった固定資産税の償却資産のところもあるのですけれども、かえって税務的には複雑にはなっていないのですか。そもそも単一の法人課税があってもよい気がするのですけれども、そういう議論をお知りでしたらご教示いただきたいと思います。

【小委員長】 法人関係の税をまとめるという意見が今まであるかということですが、どうですか。

【委員】 私ですか。私が答える立場か分からないところではあるのですけれども、法人所得課税については、先生方もご案内のとおり、法人擬制説とか、法人実在説とか、転嫁・帰着の問題とかを延々とやってきた中で、結論が絶対これだという尺度がないと思いますので、何とも取り扱いが難しい話だろうと。ただ1つだけ言えることは、企業も政府サービスの受益を受けているもので何らかの形で対価を支払うのが望ましいという議論は、どこの国でも行われ、意識されているということです。ただし、それをどの税で反映させるのかというところが、さまざまな議論があると思います。

【委員】 〇〇委員、実務的には、片方は損金として転嫁できるのですよね。片方はできない。実務的にはその違いが非常に大きいです。1本になったら楽なのだけでも、では全部転嫁するようにはできるかといったらそうでもないでしょう。例えば法人の住民税と事業税を一緒にしてしまっただけで、それは確かに徴税的にはいいのかもしれないけれども、事業税は転嫁できますから損金になっているのに、住民税と一体で損金不能となると、そこは相当議論しないと難しいのかなと、実務としては感じます。

【委員】 確かに法人二税という呼び方がどういうふうにできたのかというのが分かる人がいれば、おもしろい。政治学的に言えば、法人の関係者がこの二税についてぎゃあぎゃあ文句を言ってきた経緯が多いという歴史がもしあるのであれば、非常によくわかるということなのです。つまり、政治学的用語、あるいは政治的意思決定における領域設定として一括して議論するということが形成されてきた。それは経済学的な理屈とかは全部吹っ飛んでいて、政治的意思決定としてこれを扱うのが便利だというのであれば、それはそれでわかるのです。

それ以外にも、法人がかかわっている税というのは、固定資産税も法人は払わせられるし、それは一般の住居とは違う扱いになっているしとか、消費税だって払わされているし、転嫁させられているし、所得税も源泉徴収はさせられているしとか、いろいろなことで半分税務

署の下働きみたいなことをたくさんさせられているわけです。ただ、そういうものはなぜかあまり出てきていない。それも一括して、法人のほうも、償却、固定資産税について云々かんぬんと言っているのだったら、それを何で法人関係税として扱わないのかよく分からないです。源泉所得税だって実質的には法人が納めているわけであって、あわせてやってくれているわけです。それは非常に面倒なわけですね。

それについて文句を言ったことがあるのかどうか分かりませんが、一体何で「法人二税」という概念が成立したのかというのはちょっと不思議で、かつ、今後〇〇委員がおっしゃったように、この2つを一緒に議論するのが望ましいのか。望ましくない理由の1つとして、例えば事業税の地方法人特別税もあわせて芋づる的に住民税の法人税割まで連動し得るロジックなわけです。〇〇委員から言えば、むしろそうやって交付税に入れてしまったほうが世の中のためになるという判断もあり得るかもしれないのですが、やや危険な観点を持ち得るカテゴリーなので、何でこういう言葉が成立し、かつそれを皆さんがごく自然に使っているのかというのは、構築主義的に言うと大変おもしろいテーマだなと思っています。そういう経緯をご存じの方がいたら教えていただければと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。用語の問題ですね。確かに法人二税という言葉は、今まで答申や中間報告でずっと使っていながら、実は違和感がある言葉だなと私も考えていました。用語のことも含めて、これは検討させていただきたいと思います。

それでは、今回の議論は以上ということで、この地方法人特別税とその譲与税に関しては、次回も引き続き議論させていただきます。

それでは、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 第3回小委員会の日程についてお知らせいたします。7月22日午後2時から、本日と同じ会議室である都庁第一本庁舎33階南側S6会議室で開催させていただきますので、ご出席方、よろしく願いいたします。

【小委員長】 それでは、本日の議事を終了いたします。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これをもちまして、第2回小委員会を閉会とさせていただきます。

——了——